

第13回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年1月26日(月)午後3時00分から午後4時30分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(22名)

会長 22番 登坂 賢治

会長職務代理者 21番 大沼 藤一

委員 1番 平 知恵子、2番 井上 要一、3番 黒澤 一利、4番 寒河江利廣、
5番 鈴木 秀男、6番 米野 則雄、7番 新野 勝廣、8番 須貝 寿裕、
9番 金子 秀美、10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子、12番 内山 雄次郎、
13番 山田 良一、14番 加藤 敏之、15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、
17番 江袋 實、18番 星野 廣志、19番 新野 庄右エ門、20番牛谷 清海

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第17号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告
について

第 5 議 第 53号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議 第 54号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 7 議 第 55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 8 議 第 56号 農用地利用集積計画に対する決定について

第 9 議 第 57号 川西町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に対する意見決定につ
いて

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 大崎 顯一、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄

主任 米野 徳子、主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 大崎頭一

みなさん、大変ご苦労様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきました

いと思います。よろしくお願いします。

会長 登坂賢治

みなさん本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。みなさまご苦勞様でございます。

先ずは、平成27年、新しい年の初めての総会でございますが、ご参集いただきましてご苦勞様でございます。本年もよろしくお願いします。

昨年の米価下落により気持ちは暗くなっておりましたが、今年は本日の天気のように明るくしていきたいものです。

農業者を取り巻く状況はTPP、農協・農業委員会改革、米価下落等厳しいものですが、委員の皆様には経営努力で乗り切り、健康に留意していただくことをお願いしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第13回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、22名であります。欠席届のあった委員はおりません。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。2番井上 要一委員、3番黒澤 一利委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第15号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

農地主査 前山律雄

資料の1ページをご覧ください。報告第17号、平成26年12月25日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。12月の申し出件数はありませんでした。利用権の設定。12月再設定件数12件、田117,666.08㎡、畑0㎡。12月申し出件数6件田97,697㎡、畑844㎡。利用権設定合計17件、田193,188.08㎡です。利用権の移転。12月移転件数11件、田103,961㎡です。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 登坂賢治

本件は、報告案件ではありますが、ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、議第53号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

農地主査前山律雄

13ページをご覧ください。議第53号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は5件です。

(議第53号1番から5番について朗読により説明)

以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。ございますか。

(質問なし)

無いようですので、本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

日程第6、議第54号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

・ 15ページをご覧ください。議第54号農地法第3条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は5件です。

(議第54号1番から5番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、21番大沼藤一委員より報告を願います。

21番 大沼 藤一委員

番号1番について、1月21日現地確認してきました。この案件は経営縮小、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号2番及び3番の件について、10番 細谷則雄委員より報告願います。

10番 細谷則雄委員

番号2番について1月18日現地確認してきました。この案件は経営縮小、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

番号3番についても1月18日現地確認してきました。この案件は離農、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号4番及び5番の件について、5番 須貝 寿裕委員より報告願います。

8番 須貝 寿裕委員

番号4番について1月18日現地確認してきました。この案件は経営移譲により貸し直し、借り直しするものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

番号5番についても1月18日現地確認してきました。この案件は経営移譲により貸し直し、借り直しするものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等ございますか。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第55号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

17ページをご覧ください。議第55号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第55号1番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について5番鈴木秀男委員より報告願います。

5番 鈴木秀男委員

番号1番について、1月24日現地調査をまいりました。今回の申請は借り人の変更に伴う農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借の設定であり、作付計画も今まで通りとのことであり、問題ないと思われます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第8 議第56号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

18ページです。(議第56号本文及び19ページ整理番号6718番から6745番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

無いようでありますので、本案件全件について計画内容で原案のとおり決定することに承認の賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第56号については可決されました。

議長 登坂賢治

日程第13 議第57号 川西町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に対する意見・決定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

主任 米野徳子

28ページになります。議第57号川西町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に対する意見・決定について、平成27年1月1日現在で調製される川西町農業委員会委員選挙人名簿の登載申請書を、農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定により、内容の審査を行い川西町選挙管理委員会に送付する意見を付せられたい。

川西町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書については別冊となります。

議長 登坂賢治

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。ございますか。

(質問なし)

それでは、なしと認め質疑を集結いたします。なお、選挙人名簿登載申請書の審査方法について事務局から説明を受け、その後、地区ごとに審査をいただくため、休憩いたします。審査について事務局説明をお願いします。

主任 米野徳子

はい、本日お配りした当該審査の流れをご覧ください。

本日の総会において、当該申請書の資格要件の審査をお願いします。(法律に基づく資格要件を朗読により説明)

(審査の流れについて朗読により説明)

以上です。

議長 登坂賢治

それではただ今より休憩いたします。

(休憩)

議長 登坂賢治

議事を再開します。審査結果を事務局より報告させます。

主事 米野徳子

はい、登載申請書は合計1,189枚、選挙人2,004人です。

議長 登坂賢治

議第205号について、地区ごとに選挙人名簿登載申請書の審査、確認をしていただきましたが、異議なしと決定し、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 登坂賢治

異議なしと認め、議第205号川西町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に対する意見・決定については、各申請書に記載のとおり意見を付して川西町選挙管理委員会に送付することに決定されました。

これをもちまして、第13回川西町農業委員会総会を閉会いたします。